南種子町教育委員会点検・評価の基本方針

１　南種子町教育基本計画での位置づけ

南種子町教育振興基本計画（平成 27 年度～平成 31 年度）（抜粋）
第５章　計画の実現に向けて
６ 計画の進捗状況の確認
　この計画を効果的かつ着実に実施するためには，定期的な点検とその結果のフィードバックが不可欠です。このため，この計画の進捗状況について，毎年度、点検・評価を行い，その実施に当たっては，学識経験者等の意見を聞くなどし，また，その点検・評価の結果については，広く町民に公表します。
　なお，この計画は，５年間に取り組む施策等について盛り込んでいますが，計画期間中に対応すべき新たな課題が発生し、計画に盛り込む必要性が生じるなど，計画の見直しが必要となった場合には，計画途中に見直しを行い，その一部を改訂します。

２　教育委員会の点検・評価の実施経過

年月日	内容
H19.06	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成 20 年 4 月 1 日施行）により点検・評価の実施と議会への報告，公表を規定
H20～28	略
H29.4.24	南種子町教育委員会外部評価委員の委嘱（平成 29 年 5 月定例会）
H29.9.19	平成 29 年度第 1 回外部評価委員会の開催
H29.10.26	平成 28 年度教育委員会の点検評価報告について議決（第 10 回定例会）
H29.11.6	平成 29 年度第 2 回外部評価委員会の開催
H29.11.20	平成 29 年度第 3 回外部評価委員会の開催
H29.11.27	平成 28 年度教育委員会の点検評価報告書を議決（第 11 回定例会）
H29.11.30	議会への提出，公開（町ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞで公開）
H30.4.26	南種子町教育委員会外部評価委員の委嘱（平成 30 年 5 月定例会）
H30.9.19	平成 30 年度第 1 回外部評価委員会の開催
H30.10.25	平成 29 年度教育委員会の点検評価報告について議決（第 10 回定例会）
H30.11.8	平成 30 年度第 2 回外部評価委員会の開催

H30.11.21	平成 30 年度第 3 回外部評価委員会の開催
H30.11.26	平成 29 年度教育委員会の点検評価報告書を議決（第 11 回定例会）
H30.11.30	議会への提出，公開（町ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞで公開）
H31.4.24	南種子町教育委員会外部評価委員の委嘱（平成 31 年 4 月定例会）
R1.9.18	令和元年度第 1 回外部評価委員会の開催
R1.10.23	平成 30 年度教育委員会の点検評価報告について議決（第 10 回定例会）
R1.11.11（予定）	令和元年度第 2 回外部評価委員会の開催
R1.11.18（予定）	令和元年度第 3 回外部評価委員会の開催
R1.11.25（予定）	平成 30 年度教育委員会の点検評価報告書を議決（第 11 回定例会）
R1.11.29（予定）	議会への提出，公開（町ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞで公開）

３　概要

平成１９年６月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され（平成２０年４月１日施行），教育委員会は，毎年，その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行いその結果について報告書を作成し，議会に提出するとともに，公表することが規定された。

南種子町教育委員会としても，効果的な教育行政の推進に資するとともに，町民への説明責任を果たすため，外部評価委員会を設置し，教育委員会所管の事務事業の点検・評価を行うものである。

（参考）

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」抜粋

第 26 条 教育委員会は，毎年，その権限に属する事務（前条第１項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第３項の規定により事務職員等に委任された事務を含む）を含む）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い，その結果に関する報告書を作成し，これを議会に提出するとともに，公表しなければならない。

2　教育委員会は，前項の点検及び評価を行うに当たっては，教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。（平成 20 年４月１日施行）

4　点検・評価に当たっての基本的な考え方

・南種子町が行う行政評価システムとの整合性があること。

・成果を重視した行政運営を行うため，事後評価を基本とすること。

・評価の客観性，透明性を確保するための外部評価を導入すること。

・評価の対象・方法は，毎年度見直しを行うこと。

5　点検・評価の対象

(1) 教育委員の活動状況

① 定例及び臨時教育委員会の会議の状況

② 定例及び臨時教育委員会以外の活動状況

(2) 教育委員会の所管する事務事業

南種子町長期振興計画及び教育行政要覧等に掲げられた施策及び事務事業のうち，教育委員会が所管する事務事業とし，南種子町行政評価で実施した自己評価の中から教育委員会事務局で協議し，教育委員会で選定する。

6　点検・評価の時期

翌年度事業に，点検・評価の結果を活用するために，翌年度予算編成前の毎年 11 月末までに行う。

7　点検・評価の手順

□ 教育委員及び教育委員会事務局による自己評価

10 月 11 日（金）までに，（別添第 1 表）主要事業の説明及び自己評価を管理課まで提出する。

10 月定例教育委員会の議題とする。

□ 外部評価委員による評価

第１回外部評価委員会

・外部評価の概要説明

第２回外部評価委員会

・主要事業説明及び自己評価の検討

第３回外部評価委員会

・外部評価点検報告書の決定

□ 報告書の作成

11 月 20 日（水）まで

□ 教育委員会で報告書の決定

11 月　定例教育委員会議題

□ 議会への提出及び町民への公表

11 月末